

子ども 高齢者 障害者 その家族 と 職員の
#みんなのじんけんまもれる福祉職場に



だまっってられない！賃上げ&増員を！



全国福祉保育労働組合 2025年3月

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5F-A
 電話03(5687)2901 FAX03(5687)2903
 E-mail : mail@fukuho.org HP : https://www.fukuho.info

ご相談もお待ちしております！



**2025年
3月13日**

**みんなのじんけんまもれる福祉職場に
3.13賃上げ・増員アクション**

すべての
福祉職員に時間額
1700円以上を

月額56,000円、
時間額380円以上の
賃上げを

福祉職員の大幅な
増員で働くルールが
守られる職場を

コロナ禍から5年。保育や高齢者福祉、障害福祉、社会的養護、学童保育などの福祉職場では、子どもや高齢者、障害のある人たちとその家族の生活と人権を支えてきました。過重な業務負担と感染症の不安に追われながらも、少ない職員数で、エッセンシャルワーカーとして社会を支える役割を果たし続けています。

政府は、2009年から高齢者福祉・障害福祉の職場に、2013年から保育園等に、賃上げを目的にした処遇改善策を実施してきました。当初月額で約10万円あった全産業平均との賃金格差は、十数年たって約7万円になりましたが、依然として大きな開きがあります。さらにこの3年ほど、異常な物価高騰のもとで、社会全体で賃上げがすすめられてきています。福祉職場に大幅な賃上げ施策が打たれなければ、賃金格差は広がっていきます。また、政府は防衛費の増額をすすめている一方、福祉職場の職員増員につながる配置基準の引き上げは、保育園などのわずかな改善にとどめています。

もう、だまっていられません。私たちは大きく声をあげます。だれも犠牲にならず、利用者と福祉職員の人権が守られる福祉職場にするためです。福祉職場の産業別労働組合として、春闘山場の3月13日、統一行動を展開します。労働者の生活を守る使用者責任を果たさない法人には、ストライキもかまえて最大限の譲歩を引き出したうえで、事業所の収入となる報酬や公定価格を決めている国や自治体には予算・制度の改善を強く迫ります。

私たちの行動にご理解いただき、ごいっしょに声をあげていただくなど、ご協力をお願いします。



10人に7人がやめたい、緊急事態！ 福祉職員の大幅な賃上げ&増員を



訪問介護事業所・ヘルパー

正規は移動時間も労働時間に含まれているが、非正規にはない。拘束時間が長いだけで、1日8時間働けていない。拘束5時間で実働3時間の日もある。だから人が集まらない。

保育園・保育士

どんな家庭でも生活できるようにパートも含めた賃上げをしてほしい。物価高騰の中で生きることを考えた賃金になっていない。シングルマザーだが子どもを育てられない。



障害福祉事業所・支援員

賃金がとにかく低くて業務内容に見合っていない。副業しないと生活できない。人手が足りず、職員が1人でも休むとまわらないので休めない。人手を増やしてほしい。



保育園・栄養士

保育士に比べて、給食室の業務は見えづらい。離乳食やアレルギーへの対応、子育て講座など、給食の提供以外の業務も多く、人手も事務時間も足りない。

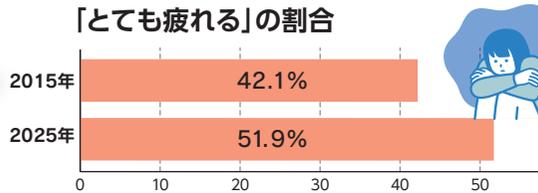
利用者と福祉職員 #みんなのじんけんまもれる福祉職場に

子どもたちや高齢者、障害者、その家族の権利を保障し、一人ひとりを大切に実践には、私たち職員が安心して働き続けられる賃上げと、人が人を支えるための増員が欠かせません。しかし、国から保障される職員数が少ないことで、休憩や休暇がとりづらく、目も手も行き届かない実態があります。政府は24年度から保育園などの保育士配置基準のうち、4・5歳児30人に保育士1人を、25人に1人にしました。しかし、この程度では常勤1人を増やすこともできず、現場が求めている水準ではありません。25年度から1歳児6人に保育士1人の基準に対して、5人に保育士1人にすれば加算する施策も打たれますが、対象になる園が限定されていて、不十分です。25年度から高齢者福祉・障害福祉では、ICT（情報通信技術）の活用と引き換えに、人員配置基準を緩和する動きまですすめています。



心身ともに限界！

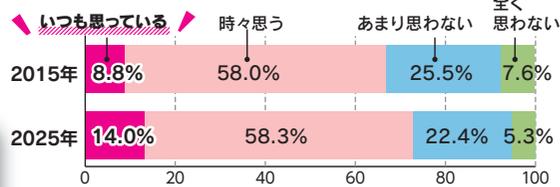
「とても疲れる」10年で9.8ポイント悪化！



やめたいと思う福祉職員は74%に

仕事をやめたいと思ったことは？

10年で5.5ポイント悪化！



「いつも」+「時々」やめたい！
66.8%
↑
72.3% 増!!

※福祉保育労「福祉職場で働くみんなの要求アンケート」（約3000人が回答）

労働時間の短縮と最低賃金の大幅な引き上げをセットで

社会的に賃上げを求める声が高まって、石破首相は「2020年代に最低賃金を1500円に」と表明しました。最低賃金の引き上げを待たずとも、政策による賃上げが可能で、全産業平均よりも月7万円も賃金が低い福祉分野からすぐに引き上げを始めるべきです。

最低賃金は加重平均1055円で、1日8時間月160時間働いても年収202万円ほどです。また、時給1500円でもその労働時間では年収288万にとどまります。労働時間を1日7時間・月150時間に短縮しても、年収300万が保障できる最低賃金1700円が必要です。全労連の最低生計費調査では、都市部や地方など居住地にかかわらず、全国どこでも、単身の若者がふつうの生活をおくるためには時給1700円～1800円が必要だという試算結果が出ています。

年収300万円以上・時間額1700円に！
休憩・休暇・勤続の保障と時短を